

問い合わせ先

来島海峡海上交通センター 運用管制課長 電話 0898-31-4992
今治海上保安部 交通課長 電話 0898-23-5515

平成25年1月23日
来島海峡海上交通センター
今治海上保安部

来島海峡航路における追越し禁止違反の増加(傾向)及び法令遵守の徹底について

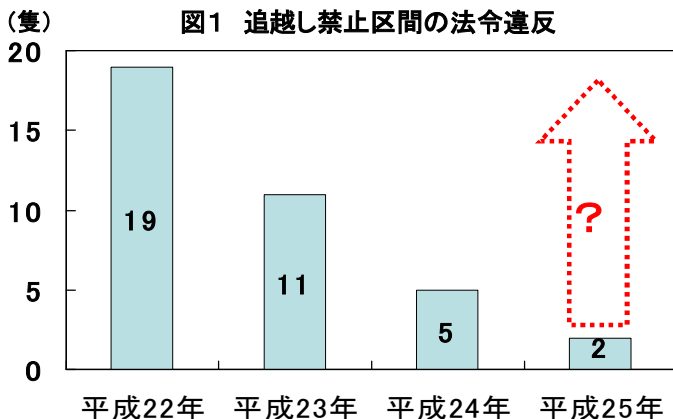
平成25年1月1日から1月18日までに、来島海峡航路追越し禁止区間内での追越し違反が2隻発生しています。また、この間に、無理な追越しに起因すると思われる衝突海難も2隻(外航貨物船と内航フェリー)発生しています。(海難位置等:図2参照)

昨年1年間の同航路追越し禁止区間での追越し違反は5隻でした。今年(平成25年)に入り、1月18日現在、追越し違反及びそれに起因すると思われる衝突海難が短期間で連続して発生していることから、来島海峡海上交通センター及び今治海上保安部においては、来島海峡航路を航行する船舶の運航者に対し、国際VHF無線電話及びホームページ等を活用して、航路内での法令遵守の徹底及び安全な船間距離の確保について、呼びかけを実施しています。

国内代理店及び運航関係者の皆様には、「来島海峡航路内での法令遵守の徹底及び安全な船間距離の確保並びに来島海峡海上交通センターからの情報提供の聴取・活用」について、周知方よろしく願いいたします。

追越し禁止区間の法令違反の推移

改正法施行後(平成22年7月)から平成24年まで減少傾向でしたが、平成25年1月18日現在で2隻であることから、増加傾向を懸念しています。(図1参照)



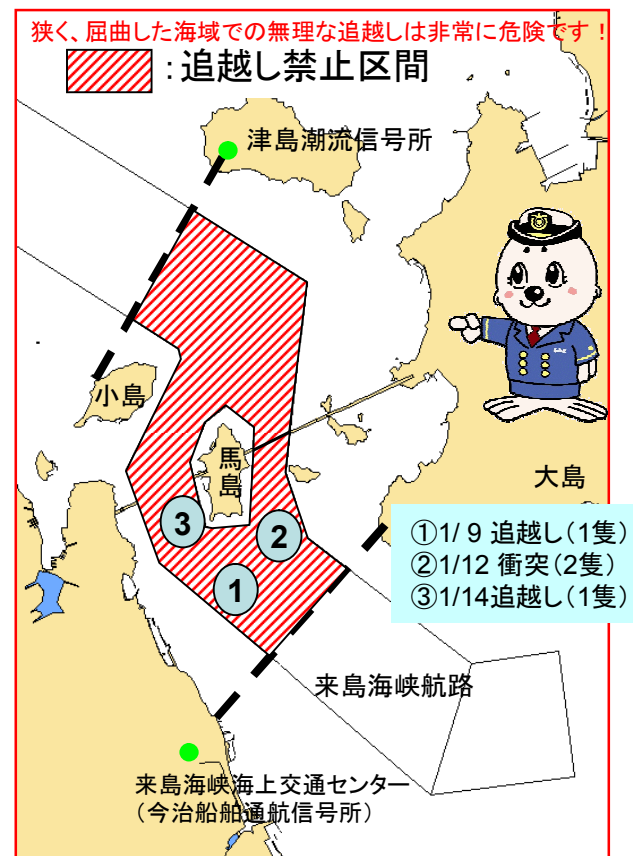
海難防止の有力な手段は

来島海峡航路は、航海の難所であることから、航路内での安全性を向上させるため、追越し禁止区間や最低速力等が設定されています。

これらの来島海峡航路に設定された法令は、海難防止の有効な手段であると考えておりますので、法令遵守をお願いいたします。

また、追越し禁止区間に至る航路内や航路出入口付近において、無理な追越しを行う船舶が見受けられますので、安全な船間距離を保つよう重ねてお願いいたします。

図2 追越し禁止区間の海難位置等(平成25年)



平成22年7月1日より施行された「港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律」のパンフレット「新たな制度による船舶交通ルール」は、海上保安庁のホームページ等からダウンロードできます。

運航者、船舶所有者等の皆様、来島海峡航路内での無理な追越しの防止及び法令遵守の徹底についてご協力をお願いいたします。

来島海峡海上交通センター<http://www6.kaiho.mlit.go.jp/kurushima/>